

## 学校感染症の出席停止期間の基準

学校感染症である以下の感染症に罹った際の出席停止期間については、必ず主治医の指示を守ってください。主治医に出勤停止期間を指示されていない場合は、下記を参照としてください。不明な点があれば、保健管理センターまでご相談ください。(保健管理センター:03-5803-5081)

### 第1種(2016年3月時点の学校保健安全法施行規則による)

疾患名		出席停止期間
エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	左記は全て治癒し主治医が登校と許可するまで。
重症急性呼吸器症候群(SARS)	痘そう	
南米出血熱	ベスト	
マールブルグ病	ラッサ熱	
急性灰白髄炎(ポリオ)	ジフテリア	
特定鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	中東呼吸器症候群(MERS)	
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)		

### 第2種(2016年3月時点の学校保健安全法施行規則による)

疾患名	出席停止期間
インフルエンザ(H5N1・H7N9を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで(目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで)。それ以降は、抗結核薬による治療中であっても登校は可能。なお、抗結核薬の予防投薬は、出席停止に該当しない。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

第3種(2016年3月時点の学校保健安全法施行規則による)

以下は全て、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

疾患名	出席停止期間
コレラ	治癒するまでが望ましい。
細菌性赤痢	治癒するまでが望ましい。
腸管出血性大腸菌感染症	有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められるまで。無症状病原体保有者の場合には、トイレでの排泄せつ習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要はない。
腸チフス・パラチフス	治癒するまで出席停止が望ましい。トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要はない。
流行性角結膜炎	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで。
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良くなるまで。
手足口病	全身状態が安定するまで。
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)	全身状態が良くなるまで。
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失せるため、それまで。
サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症	下痢が軽減するまで。
インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良くなるまで。
伝染性紅斑	発しんのみで全身状態の良い者は登校可能。
急性細気管支炎 (RBウイルス感染症など)	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良くなるまで。
EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が良くなるまで。
単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクをして登校可能。発熱や全身性の水疱がある場合は欠席して治療が望ましい。
带状疱疹	病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため、登校可能。ただし、保育所・幼稚園では、免疫のない児が带状疱疹患者に接触すると水痘に罹患しやすいため、感染者は全ての皮疹が痂皮化するまでは保育児と接触しないこと。また、水痘が重症化する免疫不全宿主(水痘ワクチン接種を受けておらず、白血病や免疫抑制剤で治療中の者)がいる場合には、感染予防に対する細心の注意が必要である。

ヘルパンギーナ	全身状態が安定するまで。
A 型肝炎	肝機能が正常になるまで。
B 型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り登校は可能。HBV キャリアの出席停止の必要はない。
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席停止の必要はない。
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席停止の必要はない。
アタマジラミ	出席停止の必要はない。
疥癬	治療を始めれば出席停止の必要はない。角化型は感染力が強いため治癒するまで外出は控える。
皮膚真菌症 (カンジダ感染症)	出席停止の必要はない。
皮膚真菌症 (白癬感染症、トングランス感染症)	出席停止の必要はない。ただし、接触の多い格闘技の練習・試合などは感染のおそれなくなるまで休む。